

報告第11号

市長の専決処分事項の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年12月4日提出

大田原市長 津久井 富雄

専決第11号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成29年9月26日

大田原市長 津久井 富雄

損害賠償額の決定及び和解について

平成29年8月7日、大田原市城山一丁目162番地、大田原市立大田原小学校職員駐車場で発生した車両への損傷事故について、これに起因する損害賠償の額を次のとおり決定し和解する。

記

1 損害賠償額 147,177円

2 和解の内容

- (1) 大田原市は、相手方に対し損害賠償額147,177円を支払う。
- (2) 当事者は、互いにこのほかの請求権を放棄し、前項に定める以外の請求はしない。

3 相手方の住所及び氏名

住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

氏名 ○○○○○○